東京都市計画流通業務団地の変更(東京都決定)(案)

東京都市計画流通業務団地東部流通業務団地を次のように変更する。

名	称	東部流通業務団地										
位	置	江戸川区臨海町二丁目、臨海町三丁目及び臨海町四丁目各地内										
面	積	約49.2ha										
流通	業務施 見模	面積	建築物の建 敷地面積に	築面積の 対する割合	建築物の延べ面積の 敷地面積に対する割合	建築物の高さの制限	壁面の位置の制限					
流通 設 ^{注1}	業務施	約47.4ha	6/10 ^{注2}		30/10	A街区 40m以下 B街区 60m以下	路境界線より5m (門又は塀等は除く)					
		注1:流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)第5条第1項第1号から第6号までに掲げる施設をいう。 注2:建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第53条第3項第1号イの耐火建築物等(自転車の停留又は駐車のための施設にあっては、同号イの耐火建築物等又は口の準耐火建築物等)又は第2号のいずれかに該当する建築物にあっては10分の1を加えた数値とする。										
公		種 別·名	称	幅	耳員・延 長	備 考						
共		区画道路		22m·約830m		1 路線						
施												
設	道路											
0												
規												
模												

「区域、流通業務施設の敷地の位置、公共施設の位置、建築物の高さの制限及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

理由: 近年の物流ニーズの多様化や高度化に対応し、業種の枠を超えた物流の効率化に向けた流通業務施設の機能更新を図るため、流通業務団地 の都市計画を変更する。

変更概要

東部流通業務団地													
変更事項													
1 位置	江戸川区臨海町三丁目及び臨海町四丁目各地内					\rightarrow	江戸川区臨海町二丁目、臨海町三丁目及び臨海町四丁目 各地内						
2 流通業務施設の規模	トラックターミナル 卸売市場 倉庫業及び卸売業① 倉庫業及び卸売業② 道路貨物運送業	面積面積面積積積	約約約約	1 8. 5 7. 5 5. 8 1 2. 3 3. 3		$\begin{array}{c} \rightarrow \\ \rightarrow \\ \rightarrow \\ \rightarrow \\ \rightarrow \\ \rightarrow \end{array}$	〉 流通業務施設 面積 約 47.4ha						
3 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合				6/10		\rightarrow	6/10 ただし、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、 建築基準法(昭和25年法律第201号)第53条第3 項第1号イの耐火建築物等(自転車の停留又は駐車のた めの施設にあっては、同号イの耐火建築物等又は口の準 耐火建築物等)又は第2号のいずれかに該当する建築物 にあっては10分の1を加えた数値とする。						